

## 令和 6 年度 第 2 回松戸市脱炭素専門部会 会議録

- 1 日 時：令和 6 年 10 月 23 日(水)13:30~15:30
- 2 場 所：オンライン
- 3 議 事（1）：再エネ導入促進制度に関する他自治体ヒアリング調査について  
議 事（2）：情報提供－東京都における太陽光発電設置義務化制度について  
議 事（3）：松戸市における再エネ促進制度の設定方針について  
議 事（4）：再エネ導入促進区域の検討について

### 4 出席者：【委員】

- ・奥 真美 部会長
- ・濱島 憲二 副部会長
- ・有田 智一 委員
- ・芦名 秀一 委員
- ・岡田 真弓 委員
- ・角田 辰弘 委員
- ・武田 学 委員

### 【事務局】

- ・瀬谷 真一 (環境政策課長)
- ・奈良場 健 (ゼロカーボンシティ推進担当室長)
- ・松本 優子 (補佐)
- ・松戸 孝雄 (主幹)
- ・舟橋 琢磨 (主任主事)
- ・樋渡 智哉 (主任主事)
- ・小泉 貴彦 (補佐)
- ・菊地 浩之 (主幹)

### 【傍聴者】

なし

### 【情報提供者】

- ・吉野 正禎 (東京都環境局気候変動対策部環境都市づくり課長)

## 5 内容

(事務局)	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまから、「令和6年度 第2回松戸市脱炭素専門部会」を始めさせていただきます。司会を務めさせていただきます舟橋と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日、有田委員から、15時からの参加になるとのご連絡をいただきましております。</p> <p>本日は議事（2）東京都における太陽光発電設置義務化制度について情報提供をいただくため、東京都環境局気候変動対策部環境都市づくり課の吉野課長にご参加いただいております。</p> <p>それではここからの議事進行を奥部会長にお願いしたいと思います。奥部会長、よろしくお願ひいたします。</p>
(奥部会長)	<p>わかりました。皆様こんにちは。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>はじめに本日の委員の出席状況について報告をお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>本日は現時点出席者は6名となっており、松戸市環境審議会条例第8条第2項に基づき、委員の過半数の出席により本会議が成立することを報告します。</p>
(奥部会長)	<p>ありがとうございます。本会議は成立しているとのことです。</p> <p>本専門部会は、公開が原則となっておりますが、今回の傍聴希望者いらっしゃいますでしょうか。</p>
(事務局)	<p>傍聴につきましては、事前の申し込みとしており、傍聴者の希望はございませんでした。</p>
(奥部会長)	<p>それでは事務局から資料について確認をしていただきたいと思います。事務局、お願ひいたします。</p>
(事務局)	<p>資料につきましては、次第に記載しているものを事前にお送りしておりますので、順次共有しながら説明させていただきます。</p>
(奥部会長)	<p>それでは、議事に移りたいと思います。</p> <p>本日の議題は次第にございますとおり、</p> <p>(1) 再エネ導入促進制度に関する他自治体ヒアリング調査について (2) 情報提供－東京都における太陽光発電設置義務化制度について (3) 松戸市における再エネ促進制度の設定方針について (4) 再エネ導入促進区域の検討について と進行いたします。</p> <p>では、早速ですけれども議事（1）再エネ導入促進制度に関する他自治体ヒアリング調査について、事務局からご説明お願ひいたします。</p>

(事務局)	<p>私の方から、資料 1 に基づいた説明をさせていただきます。こちら画面共有をしながら説明いたします。</p> <p>まず前回の第 1 回の部会から進んだ話となります、制度の内容の検討の参考とするために、他自治体で行われている先行制度について、ヒアリングを行いました。</p> <p>ヒアリングの対象となった 5 つの自治体は東京都、川崎市、京都府、群馬県、そして現在制度の検討を進めている相模原市でございます。</p> <p>簡単に結果を説明させていただきます。</p> <p>まず制度の検討の背景としまして、大きくはやはり、建物への電力を満たす有効な資源となりうことや、市内で最も多いた導入ポтенシャルが建築物に由来するというところが、制度の検討の背景となっております。それに加えて、群馬県ですと、2050 年に向けた 5 つのゼロ宣言を発出しており、そのうちの 1 つに「災害時の停電ゼロ」という目標を掲げています。そういうた BCP の観点で制度を検討した自治体もございます。</p> <p>また、検討にあたっての論点として、コスト感やインセンティブに加え、他制度との整合性が挙げられております。相模原市ですと、建築物省エネ法に基づく促進区域制度との連携が論点として挙げられております。</p> <p>工夫した点・独自の視点といったところも調査させていただきました。東京都ですと、義務対象と見込まれる事業者等を個別に訪問するといった点や、外部専門家として制度対象事業者や業界団体等への意見聴取を実施したことなどが挙げられておりました。川崎市ですと、対象事業者はその範囲が明確になるよう、一律に建築確認申請書の「工事施工者」としているところが挙げられております。群馬県ですと、再エネ設備導入量について上限値を設けないことで、さらなる再エネの導入を促進するといった点が挙げられておりました。</p> <p>続きまして制度の細かい内容に入って参ります。</p> <p>対象者の設定基準について伺いました。東京都では目標達成に向けて制度の対象とする事業者規模を最小限とすることや、国の住宅トップランナーリー制度の対象との整合性を踏まえた設定としています。また、川崎市では、先ほどの通り、中小規模建築物においては建築事業者、工事施工者が対象となるように規定しています。京都府ですと、省エネ基準への適合義務の範囲に基づき対象者を設定しているようです。群馬県ですと、令和 3 年度までの建築物省エネ法の適合義務化の対象と同様に 2,000m<sup>2</sup> 以上を対象に設定しています。また相模原市ですと、国の温対計画において「新築戸建て住宅の 6 割に太陽光発電設備が設置されてい</p>
-------	--

ることを目指す」としていることや、東京都や川崎市の制度を参考に検討中であるといった回答が返ってきております。

続いて設置基準量の設定についてです。東京都ですと、各種調査や事業実施結果等を踏まえ設置基準係数というものを導き出し、そこから設置基準量を算定しています。また、川崎市ですと、隣接する東京都を参考にということもございますが、設置基準率は、市の設置実績において6割以上が5%未満である状況を踏まえ、原則設置可能な屋根面積の5%と規定したことです。中小規模建築物を対象とするものですが、棟当たりの基準量は設置実績等や、災害時・停電時におけるパソコンの自立運転の上限が太陽光の出力に関係なく、一般に1.5kWまでであること等を考慮して、2kWと規定しているようです。京都府ですと、大規模建築物は導入実績をもとに、延床面積当たりの再エネ導入量のトップランナー分析を行い、上位10%相当の基準に設定しています。この大規模建築物については上限を設けておりまして、その理由としては、導入量が50kWを超えると自家用電気工作物なるので、そういった負担が過大となるないように、上限を設定しているとのことです。中小規模の建築物については、大規模建築物における年間一次消費エネルギーの平均値の1%と設定しているようです。群馬県については、事業用太陽光の導入容量の下限値が一般に10kWと言われていることもあります、そちらを基準に設定しているようです。相模原市に関しては、対象者の設定基準と同様に、国の温対計画や、東京都、川崎市を参考に現在検討中となっております。

では続きまして、2ページに参りますが、こちら除外規定についてです。東京都では、土地価格が高く狭小な住宅が多い点から、これらの住宅を除外対象としています。京都府では、敷地面積が狭く階層が多いため屋根面積が限られる住宅が多く、同様に除外対象としています。川崎市や群馬県に関しては、建築物省エネ法における除外適用を参考に設定しているという返答が返ってきております。

続いて、代替措置についてです。東京都では都内既存住宅への新規設置を義務基準量の2割まで計上が可能という代替措置を設けております。また、川崎市では、既存建築物への設置や、特定開発事業区域内への設置、オフサイトPPA、そして再エネ調達などを用いることで代替可能としています。京都府ですと、条例の改正による義務拡大に伴い、建築物同一敷地内の駐車場などへの設置も認めることで、要件を緩和しております。群馬県に関しては、検討は行ったものの、代替措置の実行には至らなかったと返事を寄せられています。

続いて関係主体や協議内容についてです。東京都ですと、庁内関係各課、特に住宅の政策の建築に関するところの部署との情報共有を行って

	<p>おります。また、建築供給事業者への意見聴取などを実施しております。他にも、太陽光パネルメーカー各社へのヒアリングや、太陽光発電協会と川崎市との三者連携協定を締結することで、太陽光パネルの設置の促進をしております。川崎市ですと府内関係各課への制度の設定に向けた会議を開催しており、加えて、関係事業者へのヒアリングや説明会を実施しています。また、建築確認審査所管課と消防局、一般送電事業者との協議を実施したことです。京都府でも同様に、府内建築関係課や、同時期に義務化制度を検討していた京都市の関係各課との協議も実施したことです。また、業界団体へのヒアリングや説明に加え、府環境議会への諮問も実施したことです。群馬県については、市町村と業界団体に、事業者の負担感などを確認する協議を行ったようです。また、建築士事務所協会などに、条例施行日や規則、導入量、県の支援策などの協議を実施しています。さらに、県関係課への建築確認申請の件数及び申請内容を確認していることです。</p> <p>事前の制度の周知について、いずれの自治体も、説明会の開催や、SNS やパンフレット等を通した PR などを、事前周知の方法として挙げています。</p> <p>関連補助制度について、東京都、川崎市、京都府では、義務化制度と連携した補助制度がございまして、特に京都府においては、条例義務を 1kW 以上超えて設備導入する場合に補助を実施するといった他と異なる要件を設けています。</p> <p>制度の課題として挙げられたものをご説明いたします。東京都ですと、新しい制度のために、報告書作成の実務を制度対象者が円滑に実施できるかは課題として残っており、そのための支援システムを構築していることです。また、川崎市ですと、中小規模建築物においてはハウスメーカーなどが義務対象者となります。義務対象者と設備設置の判断を行う施主、住宅購入者が異なることもありますので、設備設置への理解の普及が必要という課題を挙げられております。京都府については、制度設立の当初は 2,000m<sup>2</sup> 以上のものを対象としておりましたが、令和 4 年に改正し、300m<sup>2</sup> 以上を対象としており、改正により拡大した業務対象について申告漏れがあるため、建築士への周知が課題となっております。群馬県においては、建物の竣工時期と再エネ設備の導入時期の整理が必要という課題が挙げられております。</p> <p>資料 1 の説明は以上となります。</p>
(奥部会長)	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>東京都の制度につきましては後程、吉野課長からお話しいただけますのでその時にご質問いただければと思います。何か他の点でも他の自治体についてでも、この資料に関連して確認されたいところはございます</p>

	<p>か。発言希望される場合には挙手ボタンでお知らせいただけますと、一番わかりやすいのですが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。</p> <p>では自治体での導入検討状況ということでの情報提供いただいたところで、これを参考にして、松戸の制度のあり方について、議論をしていければと思います。</p> <p>ではご質問等ないようでしたら、議事（2）情報提供—東京都における太陽光発電設置義務化制度についてということで、吉野課長に本日、ご出席いただいております。</p> <p>どうぞご説明の方、よろしくお願ひいたします。</p>
(吉野課長)	<p>東京都環境局の吉野と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>東京都の方で、太陽光の義務化制度を来年4月から始めるということで、今準備を進めているところでございますが、様々な自治体にもぜひ波及していただきたいと考えておりますし、そういった中で本日、このようにご説明の場を設けていただき、どうもありがとうございます。</p> <p>それでは資料の方を説明させていただきます。</p> <p>本日は報告書制度の、特に制度を作っていくときの過程や、事業者へのヒアリングといったところの説明ということで、制度のポイントも含めてご説明させていただきます。</p> <p>東京都では2030年カーボンハーフという目標を設定しております、これに向けて様々な取組を進めているというところでございます。</p> <p>今回、新築住宅太陽光設置義務化でございますが、先ほどもお話が出ていたように、CO<sub>2</sub>排出量の7割が建物のエネルギー使用に起因をしていること、それから、今新築建物を建設されると、これが長期にわたって使用されるということで、今から新築住宅に着目して、対策を立てていくことが非常に重要であると。東京都の場合、たくさん住宅がありますけれども、あまりパネルが今乗っている状況ではないというところでポテンシャルがかなりあるのかなという認識でございます。</p> <p>次のページは、我々の制度の全体像でございますが、これは横軸の左が新築で、右が既存の建築物で、縦軸の上が大規模で、下が中小というところで、水色のところ、これまでいろいろな制度があったところでございます。例えば、大規模の既存のところですとキャップ＆トレード制度というものがあります。ただ、新築の中小規模の戸建て住宅の制度がなかったので、ここを新設しました。合わせて他の部分についても、このタイミングで条例改正を行いまして、一連の制度改正を行ったところでございます。</p> <p>続いて、建築物環境報告書制度と呼んでおりますけれども、こちらについての概要でございます。</p>

事業者の皆様に義務づけている 5 つの事項ということで、太陽光の話がよくクローズアップされますが、断熱・省エネ性能の確保や、電気自動車充電設備等の設置というところもございます。それから、施主や購入者に対して、事業者の方から、この環境性能を説明していただくということ。そして、その事業者の対応状況について報告をしていただくというところもございます。

次、こちらがもう少し細かい資料になりますけれども、制度の概要の一番上のところです。制度の対象事業者としては、年間都内への供給延床面積が 2 万  $m^2$  以上の事業者、こちらを対象とすることが基本となっており、それで建物の規模は 2,000 $m^2$  未満となっております。

制度の基準でございますが、断熱・省エネ性能基準については、国の住宅トップランナー制度を基に設定をさせていただいております。再エネ設置基準については、事業者の方に求めている基準がございまして、こちらは設置可能棟数、それから算定基準率、棟当たりの基準量をかけ合わせたものとなっております。

設置可能棟数でございますが、これは屋根面積がある程度小さい狭い場合は、除外可能としております。算定基準率については、記載の区域ごとに、こちらの率をかけます。棟当たりの基準量としては 2kW と設定しておりますので、1 年間かけて、事業者にこの基準を達成していただくという形になっております。それから代替措置についても用意しておりまして、都内既存住宅への新設というところで、代替というふうに使っていただいている。その他 ZEV 充電設備や、説明義務の制度も用意しています。

続いて、こちら制度対象者、他の区分について少し詳細なご説明になっております。先ほど申しました 2 万  $m^2$  以上の事業者について、こちらも間違いなく義務対象になりますけれども、5,000 $m^2$  以上ですと、任意参加も可能ということにしておりますので、手を挙げていただいて、制度に参加していただくことも可能となっております。

こちらが説明制度ですが、あくまで義務付けは、事業者を対象にしているわけでございますが、注文住宅の施主や、分譲住宅の購入者にも、ぜひ環境配慮していただきたいということで、条例上は努力義務を課しておりまして、事業者の方から、これから建てたり売ったりする住宅の環境性能を説明して、ご判断いただくという仕組みにしております。

続いて、条例改正に係る議論の過程というところでございますけれども、こちらまず、令和 3 年 9 月に知事の方から義務化の検討表明がございました。そして審議会に諮問し、令和 4 年に入り、「中間のまとめ」が提出され、そこから本格的に基本方針や、条例づくりが始まったというところで、合わせてパブコメについても行っているというところでござ

ざいます。そして8月に基本方針を策定し、後程ご説明しますQ&Aを公表しております。併せて専門家の方に、細かい部分についてご意見を聞く、検討会も始めているというところでございます。9月に基本方針を策定し、12月の議会で改正されたというところでございます。

この一連の中で、右側に矢印下向きに出ておりますが、東京都の方で、住宅供給事業者やパネルメーカーに対して、ヒアリングを継続的に行ってきたというところでございます。東京都の義務対象者、想定約50社、都内ございまして、その50社に対して、今まで6回ずつヒアリングをしております。我々の部署の方で、担当の会社を決めて、担当制のような形にして、定期的にいろいろなヒアリング・意見交換をしてきたというところでございます。

公開が難しいため、ヒアリング事項については画面投影のみとなります。ヒアリング事項としては、例えば、都の制度についてどのように受け止めているかのご意見や、PV付き住宅の販売時における課題について伺いました。さらに、事業者の状況として、PV搭載率がどの程度か、また初期ゼロスキームの観点で、初期費用がかかることへの懸念があるため、ハウスメーカーとして初期費用軽減の仕組みを準備する予定があるかについてお聞きしています。ネガティブな側面として、安全性や災害リスクに関してどのように考えているか、また補助金や補助金以外の支援の必要性についても伺いました。事業者の中には義務履行ができないところもあるため、現実的な代替措置がどのようなものなら有効かについても聞くなど、定期的に意見交換を行ってきました。

こちらのスライドは、パブコメの状況でございます。令和4年5月から6月にかけて、4,000近くのご意見が集まっており、賛否を問うものではございませんが、賛成意見としては56%いただいているというところです。特徴として、若い世代の方の賛成意見、若い方々の環境意識の高まりというのがわかったかなというところでございました。

それから、東京都の方で先ほどちょっと出たQ&Aというものを公開しております。令和3年4月に、知事の方で制度検討の表明があってから、様々なご意見、不安な点も含めて、いただいております。都民の方、それから事業者の方から、議会筋もそうですけれども、そういうものを、お答えできるようにと整理されたものでございます。

今現在に至るまでいろいろなものを追加していく、ページ数が多岐にわたっていますが、例えば設置義務者が都民個人になるのではないかという誤解が当初非常に多かったので、そういう点や、環境性能や防災面もありますが、やはり経済メリットが一番都民の方にご理解いただきたいところで、そこを定量的に数字でもって記載をさせていただいております。我々が先人を切って条例制度を行ったところもあり、法律との関

係性で違憲ではないかというようなご意見もいただきましたので、そのところはリーガルチェックも含めて行い、その考え方についてもご紹介しています。それから災害リスク、地震であれば倒壊したときにパネルの重量で建物が倒壊するのではないか、火災については消火が難しいのではないかといったご意見に対する不安を解消するような内容が記載しています。最近は、PVシステムを原因とする無線設備への妨害犯が出ているという話がありますので、我々の方針を示したところでございます。また、パネルを撤去するときに、そのリサイクルができるのかという問題については、ゆくゆく、廃棄が多くなったときの対応について示していくと。それから、人権問題や賦課金についてもご意見をいただきましたのでそういうところもしっかりと、ここで記載をさせていただいているところでございます。

この辺のところが、制度を開始するにあたって課題だったかなというところでございます。

参考に、現在の取組状況でございますが、義務対象者となる大手ハウスメーカーはほぼ取組検討が進んでいるところでございます。やはり注文住宅をやっているところは、すでにパネルを設置していまして、いろいろな商品が出てきているのかなというところです。一方、分譲住宅については、取組がこれからというところでございますが、初期ゼロでやるという傾向が強いのかなと考えております。集合住宅はもう1歩遅れて、いろいろな取組が徐々に始まっているという状況であると考えております。

都民理解の促進も重要ということで、相談窓口を設けまして、現在まで8,000件以上の問い合わせを受けているところでございます。普及啓発についていろいろな媒体を通じて情報発信をしておりますが、まずは、住宅を購入している方をターゲットにして、そこから広げていくと。そういう考え方で、こういった特設サイトを設けて今年はハローキティとのタイアップをやっています。

それから表彰制度についてですが、こちら事業者向けに、表彰制度を設けまして、今年の2月に知事から表彰をさせていただき、プレゼンテーションを行っていただきました。

続いて都民の認知度についてですけれども、現在、新築を購入する方の7割以上、それから都内に限れば8割以上の方に、認知していただいている状況でございます。

最後に支援策でございますが、事業者の方々と対話を重ねながら、どのような支援があつたらいいかというところも検討していく中で、事業者向けの支援としては、こういう形のものを行っております。例えば、新たに、環境性能の高い住宅モデルを開発する事業者に対して補助を設

	<p>けて、住宅のラインナップを増やしていただくというという取組や、優れた機能性を有する PV システムの支援ということで、通常のパネルよりも進んだ小型のものであるとか防眩型のものであるとか、こういうものに対しては補助を少し上乗せするということで、製品を認定して、補助をするとさせていただいております。この辺の支援策については東京都だからできるのではないかという声もよくいただきますが、住宅モデルのラインナップの多様化というのは、他の自治体にも波及していくものかなというふうに考えています。</p> <p>それでは資料の説明は以上とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
(奥部会長)	<p>どうもご説明ありがとうございました。</p> <p>それではただいまご説明いただきました内容について、それから資料 1 で、ご紹介いただいた東京都の制度の情報に関連してでも、ご質問等ありましたらお願ひいたします。</p> <p>皆様が考えいらっしゃる間に私から幾つかお伺いしてもよろしいでしょうか。</p> <p>まず、スライドの 5 に非常に多様な情報が盛り込まれていたかと思いますが、算定基準率の考え方について少しご説明いただけるとありがたいと思います。こちらが一点目。</p> <p>それから、利用可能な再エネというところで、太陽光の他、太陽熱や地中熱等も可というふうになっていまして、基本的にメインは太陽光だと思いますが、この「等」の中に何が含まれているのかについても、確認させていただければと思います。そちらが二点目です。</p> <p>三点目ですが代替措置として、既存住宅に載せる場合、上限 2 割として算入できるということなのですが、この 2 割とした理由、冒頭でもご説明あったように、これから作られてから、新築が今後長く使われるので新築を中心とという考え方には、もちろんそれが前提になっているということだと思うのですが、でもこの 2 割は既存で良いというところに、このラインを設定したという、その根拠、考え方も教えていただけるとありがたいと思います。</p>
(吉野課長)	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>まず一律のところでございますが、こちらの算定基準率については、まず区分が 3 区分ございます。青いところ黄色いところ緑のところ、ここについては、どこで建てたかによってこの%をかけていただくという形にしております。この考え方は日照条件から算出しました。一律の場合、これは 85%となっていました、区分でやるか一律でやるかは事業者の選択となっています。どこの地域で建てても 85%を使うという事業者</p>

	<p>もありますし、基準率を分けて算定したいところは、それぞれの数字をかけ合わせています。</p> <p>続いて太陽光以外のところでございますが、太陽熱、地中熱、それからその他の再エネ設備というところで、現在は太陽熱、地中熱を設けているところでございます。</p> <p>それから代替措置について。こちら詳細な資料を今持ち合わせていないため、お出しできませんが、必要に応じて、後程当時の資料を、事務局を通じて提供可能かどうか確認させていただきたいと思います。</p> <p>とりあえずご回答は以上です。</p>
(芦名委員)	<p>本日ご説明いただきありがとうございました。今回深くいろいろと詳細まで伺うことができて、大変勉強になりました。</p> <p>議論の経過の中で、住宅事業所の方やパネルメーカーの方と 5 ラウンドぐらいお話をされたということではありますが、それは同じ方に 5 回、6 回話を聞いたという話なのか、50 事業所をグルーピングして、順繰りに話を聞いたのかどちらになるのでしょうか。</p> <p>というのはおそらくこの松戸市の中でもそういう制度を作っていく際に、いろいろな方と事業者含めてお話をしていく形になるのだろうとは思いますが、東京都が同じ方に 5 回 6 回話を聞いて制度アップデートするようなプロセスをとっておられるのか。グループに分けてお話を伺っているのかというところでも、またアプローチの仕方が変わってくるのかなと思うので、そこを伺いたいです。</p>
(吉野課長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>こちらについては 50 社を 6 回ですので、300 回ぐらいということになります。我々の体制としては、大体 5、6 人 5、6 名の体制で、東京都としては毎回毎回全社回ると。やはりここは気合いを入れて、顔を突き合わせて、向こうの窓口も決まっていますので、先方の窓口と顔が繋がる形でいろいろな意見交換ができるようにさせていただきました。</p> <p>先方も、毎回毎回ヒアリング内容が異なりますので、設計部門の方が対応していただくことが多かったのですけれども、その質問内容によって様々な部署の方にもご同席していただきながら、いろいろな声を頂戴できたところでございます。</p>
(芦名委員)	<p>ありがとうございます。1 個だけ追加で質問させていただきたいのですが、今のように全社回ったというと、初めのころと最後の頃で、こういった制度を入れますと、或いは東京都がこういうことを始めるということに対して事業所なりハウスメーカーの方の感じ方というか、その辺りはどう変わっていったのでしょうか。</p>

	何かその辺り、もしお感じになられているところがあれば差し支えない範囲で結構ですので、教えていただければと思います。
(吉野課長)	ありがとうございます。先ほど注文住宅と建売分譲で分けて若干ご説明したと思うのですが、事業者によって取組についてばらつきがございます。大手のハウスメーカーはもう既に何もやらなくても、義務基準が達成できるというところもありますし、分譲事業者は、全く何もやっていないので一からということもあります。企業の取組姿勢も様々です。当然、最初は前向きではないところもございましたが、顔つき合わせる中で、丁寧にご説明していく中で、後ろ向きだったところも、前向きに取り組んでいただきまして、結果として今現在ほぼすべての事業者に取組んでいただいている状況でございます。
(濱島副部会長)	吉野課長ありがとうございます。 事前にいただいた資料で、この Q&A の項目が非常にすばらしかったので、後でこの Q&A をプリントアウトして、拝見させていただきましたら非常にわかりやすくて、良い取組だなど感じました。 これは令和 4 年 9 月に Q&A を取りまとめた、更新版を公表ということで、実際には、令和 7 年 4 月に新制度の施行ということですので、結構この間時間がありますよね。このぐらい、いろいろなプロセスの中で丁寧にお取組みになられたのかなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。
(吉野課長)	ありがとうございます。 本格的に制度構築に取組み始めたのが、審議会で「中間のまとめ」が出た時つまり令和 4 年 5 月です。そこから夏にかけてかなりギュッと事業者ヒアリングを行いながら、Q&A を作ってきたと。それを 6 月に公表させていただいたところでございます。当時の Q&A は半分ぐらいのボリュームでしたが、9 月に基本方針を策定し、12 月に議会と、制度施行まではその当時からカウントすると 2 年あまり、そこからさらに事業者ヒアリングも続けてまいりました。世の中の情勢の変化もあるので、例えば電気代の上下であるとか、電波妨害の話であるとか、新たな課題が出るというところも、順次、制度開始までは丁寧に、情報を更新・バージョンアップしていく形で取り組んでおります。
(奥部会長)	この制度の対象事業者、特定供給事業者は二区分あって、義務対象者と任意参加者がありますが、任意参加者の方は、事前に申請することになっているようですが、こちらの申請はあるのでしょうか。
(吉野課長)	制度はまだ始まっていませんが、参加したいですと言っていただいているところは複数事業者ございます。

	<p>環境性能を主としてPRしたいところ。2万m<sup>2</sup>の基準について、実際1年経ってみないとその供給量がわからないので、もう初めからギリギリであれば、制度に参加した方が良いと判断されるところもございます。そのような、テクニック的に制度に参加したいという希望がある状況でございます。</p>
(岡田委員)	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>Q&amp;Aに記載されているかもしれないのですが、1点ご質問させていただきます。</p> <p>今回の再エネ設備の導入の義務化については平米数に対するkWで目標を設定されていますけれども、導入した後のCO<sub>2</sub>の削減量の効果は、どのタイミングで、どこが行うのか、もし決まっていらっしゃるようでしたらお伺いしたいのですが。</p>
(吉野課長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>東京都では2030年までに太陽光パネル200万kW、再エネは現在の3倍導入という目標を立てております。当然、我々の制度義務化を追うだけでは、達成ができないわけですが、その波及効果も含めて、達成をしていくものになります。Q&amp;Aに現在、この制度でどれだけの効果が見込まれるかについて記載しています。</p> <p>報告書制度が始まると、実際のどのくらい基準が達成されているか、定量的にわかってきますので、まだその制度の取りまとめをどのように公表していくかは決まっていませんが、そこは必然的に、その達成状況、各社の取組状況、都内でどのくらいかというところは公表していくものかなと思っています。</p>
(奥部会長)	<p>吉野課長どうもありがとうございました。</p> <p>非常に貴重な情報提供いただき、参考にさせていただきます。それでは、次の議事に移らせていただきます。議事(3)松戸市における再エネ促進制度の設定方針についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>資料2-1松戸市の新築建築物供給状況についてということでまず、検討の前提条件についてご説明をさせていただきます。データが非常に細かいため、かいづまんでご説明をさせていただきます。</p> <p>2ページ目、こちら国土交通省「建築着工統計調査」の非常にベースックな統計になります。松戸市内の新築建築物の着工状況について、2020年、2021年、2022年、2023年まで見ますと、住宅系計は年々増加している状況でして、大体2,000棟くらいでございます。いわゆる業務・産業系計については100棟前後で推移し、2023年109棟であるという状況でして、スライドで確認いただければと思います。こちらの住宅</p>

系計は戸建てと、マンション両方を合算したものが統計の都合上を入っておりますので、その 2 つを足し合わせた数だということでご了解いただければと思っております。

続きまして 3 スライド目になります。今申し上げたのが、いわゆる新築建築物の着工状況、そのフローで毎年どのくらい増えるかということの数量感をお示ししまして、この 3 スライド目は市内の建築物ストック、そのフローで毎年入れ替わるもの、既築を含めてどのくらい棟数あるかということでございます。こちらについては、総務省の「固定資産の価格等の概要調書」に、木造と非木造の家屋の状況が出ておりまして、そこからストックの状況を把握しています。住宅系計については棟数、延床面積ともに年々増加している状況でございます。業務・産業系計について棟数自体は減っておりますが、延床面積は増加している状況でございます。フローの方でも増加している中で業務・産業系計については、ストックの部分で取り壊しの棟数が減っているような部分もありますが、延床面積は増えておりますので、やはり増加傾向がうかがえるかなと思っております。

以上が全体感のところでございまして、続きまして 4 ページ目でございます。4 ページ目につきましては、戸建てと共同住宅、いわゆるマンション系の 2 つがありますがそのあたりはどうなっているのだろうかということをお示ししております。直近の令和 5 年度調査の数字を見ていきますと、戸建て住宅については、1,688 件建っているということでございます。その延床面積が大体 105m<sup>2</sup> くらいであるという状況でございます。マンションにつきましては、大体 100~200 件ぐらいで毎年、建っているようで、令和 5 年度の 1 件あたり延床面積は 600m<sup>2</sup> 弱でございました。そのため、1,000m<sup>2</sup> 以上の大きな建築物がたくさん建っているわけではない状況を把握していただけるかなと思います。

続きまして 5 スライド目になります。今、戸建て住宅とマンションについてご説明差し上げましたけれども、業務・産業系についての状況が載っております。こちら新築件数自体につきましては、40 件の年もあれば、70 件近い年もございます。直近であれば 63 件ということでございます。1 件当たりの延床面積も毎年バラついておりまして、令和 5 年の調査につきましては 1,610m<sup>2</sup> でございました。ただし、令和 4 年度調査の時点では、何か大きいものが建てられ、その平均が 2,500m<sup>2</sup> に達するということもありますので、過去から比べて大きなものが業務系では建ってきているのだというところが見て取れます。

続きまして 6 ページ目でございます。そうした中で、いわゆるその特定建築物、2,000m<sup>2</sup> 以上の建築物というのはどういうものがどのように建っているのかということで、戸建て住宅以外のいわゆるマンションと

業務・産業系建築物についての供給状況を見たものが 6 スライド目になります。こちら見ていただきますと、2,000m<sup>2</sup>以上の建築物について令和5年度調査で13件になります。その中で、マンションが6件、商業、あと運輸、これは倉庫系だと思います。そして文教等の施設が続いております。

続きまして 7 ページ目でございます。市内の新築建築物の供給事業者の状況でございます。こちらのデータにつきましては松戸市さんの方から、いわゆる建築確認申請時の民間台帳のデータをいただきまして、それを地道に集計していった結果でございます。データ上は民間台帳なので、公共部門は含まれておりません。そのため若干前段で説明した数字との乖離はございますが、民間の比率は大きいので、傾向としてはほとんど変わらないと考えております。

市内への新築建築物の状況で上の表を見ていただきますと、令和5年度の建築主の事業者数が 885 でございます。こちらは市内に建築物を建てている事業者が、885 事業者いるということになります。そのうち 1,000m<sup>2</sup>未満のところが 826 事業者ございまして、実に大半を占めていすることになります。1万m<sup>2</sup>以上が4社、5,000m<sup>2</sup>以上が6社あるというようなところで、東京都の認可制度につきましては、2万 m<sup>2</sup>以上が義務となっておりますが、松戸市でそれを適用すると、ほとんど対象事業所はないということになります。1,000m<sup>2</sup>未満のところ見ていきますと、そちらで市内の供給総棟数の大体半分ぐらい。市内の供給総延床面積の 4 割ぐらいとなります。

従いまして後程ご説明を差し上げますが、どのあたりに基準を持ってくるかについて、東京都は大きな建物が建つ一方、松戸市はやはり少し小さめ事業者の方が数としても多い这样一个ところで、そちらが論点になると考えております。

資料 2-1 の説明は以上でございます。

続きまして資料の 2-2 の説明に入らせていただきます。資料 1 及び 資料 2-1 でご説明しました他都市事例の現状や、松戸市内の新築建築物の供給事業者の状況によりまして、松戸市における再エネ導入促進制度の設定方針を検討いたしました。

まず、対象再エネ設備について、建築物省エネ法に基づく再エネ促進区域の制度ということを本年度一緒に検討していくかと思いますが、そちらの整合性や、地域においての再エネの最大限導入が求められていることを踏まえて、松戸市では、やはり太陽光以外についても、対象から排除しきれない部分もあるのだろうということで、太陽光以外にも、その他再エネ設備を対象としたいというふうに検討しております。

また、対象建築物について、こちらは他自治体制度と同様に、2つの区分に分けて出すことを検討いたします。まず1つ目としては延床面積が $2,000\text{m}^2$ 以上の大規模、こちらは大規模建築物によるエネルギー消費量が大きいことを踏まえて、対象とする判断でございます。2つ目としては、延床面積が $2,000\text{m}^2$ 未満の新築建築物になります。こちらは市内の建築物のうち、中小規模の建物が占める割合が多いことや、国においての新築戸建て住宅の6割に太陽光発電の設置が目指されていることを踏まえて、対象とすることにしております。

続きまして対象者の説明に参ります。延床面積が $2,000\text{m}^2$ 以上の大規模建築物、こちらについては、建築主を対象者とすることを検討いたします。2つ目の $2,000\text{m}^2$ 未満の中小規模の建築物については、松戸市内における新築建築物の約8割を占める戸建てへの効果的な再エネ導入促進をするためにも、市内における建築物の供給量が年間一定量以上の建築供給事業者を対象とすることを考えております。

対象となる建築事業者の線引きについては先ほどもご説明した通り、供給状況の実態を踏まえて、2つのパターンを軸に検討をしています。パターン1つ目が $2,000\text{m}^2$ 以上供給する事業者となっております。こちらについては、先ほどのご説明の通り、市内の新築着工の棟数の約40%が $2,000\text{m}^2$ 以上に該当する部分でございます。延床面積ですと $2,000\text{m}^2$ 以上の事業者は、約半分を占めており、そういう点から国における新築戸建ての6割目標に近づけていくという考えが背景にございます。一方で実際の制度運用の観点から、 $2,000\text{m}^2$ 以上といった少し厳しい基準を設けた場合の中小事業者への負担増大を考慮して、もう少し上げて、川崎市や、東京都でも検討なさっていたところの $5,000\text{m}^2$ も1つ軸として検討して参ります。

3ページ目に参りますが、設置基準量についてです。こちらは隣接する東京都の制度を参考に検討いたします。まず大規模建築物については、「建築面積×設置基準率×面積当たりの算定量」としまして、設置基準率については、東京都及び川崎市における実績値などを参考に5%といったところで考えています。面積当たりの算定量は、NEDOによる太陽光パネルの面積当たりの発電量を参考に、 $0.15\text{kW}/\text{m}^2$ と規定することを考えております。中小規模建築物に関する設置基準量ですと、「設置可能棟数×算定基準率× $2\text{kW}/\text{棟}$ 」と考えております。算定基準率については東京都の制度を参考に、松戸市に隣接する東京都の葛飾区が含まれている区分から70%で考えております。こちらの図の緑の部分に該当するところになります。なお、棟あたりの基準量は、今後ZEHレベルの新築住宅が増えていくことも考えまして、ZEH等支援事業における太陽光

	<p>発電設備の設置実績が、最小 2kW 超であることを踏まえて、2kW と規定するのが良いと考えております。</p> <p>続いて除外措置について、2,000m<sup>2</sup>以上及び2,000m<sup>2</sup>未満のいずれについても、建築物省エネ法の適用除外を応用して、それに加えて、2,000m<sup>2</sup>未満ですと、屋根面積が小さいところについては、設置可能棟数から除外する方向で考えております。</p> <p>代替措置については、既存建物への設置やオフサイト、再エネ調達など設置が困難である場合にも再エネの導入が促進されるように、代替措置を検討しております。</p> <p>以上資料 2-2 についての説明を終わります。</p>
(奥部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただいまご説明のあった内容について、意見交換に入る前に、まずクリアにしておきたい点などございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。事務局に確認したい点などございますか。</p> <p>資料 2-1 の方から、先ほどデータを地道に集計していただいたということでしたけれども、この民間台帳のデータというのは、民間の指定管理検査機関が持っているデータということですか。松戸市が受けた、建築確認申請の分は入っていないということでしょうか。</p>
(事務局)	松戸市の建築確認申請は、今民間の方にお願いしております、市では台帳という形で整理はしていないので、今回おおよその成立を見るための資料を作ったので除外させていただいております。
(奥部会長)	おおよそのというのは、これで大半がカバーできているという理解でいいのか、データとして整理してなくても、松戸市で、建築確認申請を受けている部分について、何件ぐらいあってそれが無視できる範囲なのかを確認できないと、このデータベースに議論していいのかがわからぬないです。
(事務局)	かなり無視していいレベルかなと思っています。
(奥部会長)	本来であれば、それも入れた上で、ちゃんと集計していただくのが正確なところだと思いますけれども。無視してもいいと本当に判断しているのかについて、私は責任持てませんけど。市の方でそのようであると、わかりました。
(事務局)	今の補足ですが、こちらの民間台帳はいわゆる民間の建築物という意味合いで、事業者が民間で建てたものをカバーしているということになります。

	国交省のデータでは、公共を含んで、2023年に2,091件で、こちらの民間部分が1,950件になりますので、残り100ちょっとくらいの感じになりますので、概ねカバーしていると見ていいのかなということのデータになります。
(奥部会長)	そういうことですか。特定行政庁として松戸市が申請を受けた分も入っているということですね。
(事務局)	入っているということです。
(奥部会長)	わかりました。そこさえクリアになればいいのですけど。
(事務局)	今の形で進めていただいて、ニーズがあればまた後で確認をしておきますけれども、現状この形でやっていただければ大丈夫です。
(芦名委員)	資料2-1で細かい点2点だけですけれども、スライド4とスライド5について、スライド4の方は、下の共同住宅の方で、スライド5の方は令和4年の調査のところで、それぞれピーク的に上がっていますが、これは大体これが建ったからみたいなその辺の勘所はすでに掴んでらっしゃるということでよろしいでしょうか。要はこのピークが、令和5年度が下がったと見るのか、令和4年に上がったと見るのかで、変わってくるかと思いますので、念のため確認させていただければと思います。
(事務局)	先ほど申し上げました台帳の中に、細かいデータがあります。 従いまして、この個別がどうかというのは把握してございますので、というところにはなります。 産業・業務系でこの上がった、下がったのところで、大きくガタガタ出ているところは、おそらく物流系に関連していて、その辺の予測が今後できるかですけれども、延床面積的に増加傾向としては間違いないかなと思います。
(芦名委員)	共同住宅系は、大体この辺といった感じは取っておられるのでしょうか。それも把握は可能ということでしょうか。別に個別にここの建物があって等、そこまではいらないですが。
(事務局)	共同マンションも把握可能です。
(芦名委員)	わかりました。 特に共同住宅の方が、令和4年度が下がって、令和5年度にまた戻ってきてているような雰囲気もあり、その辺りどういった傾向かを押さえておいていただけるとありがたいかなと思います。
(事務局)	わかりました。ありがとうございます。

(芦名委員)	<p>資料 2-2 ですけれど、今出ているところで、議論なのか確認なのかは微妙ですけれども。</p> <p>再生可能エネルギーについて、太陽光以外に風力、水力、地熱、バイオマスを対象にするとしてありますが、これ実現性はどうなのでしょうか。あまりにも非現実的なものを対象とするのは、何か本質的ではないような気がするので、そういった実現性も踏まえてこうしたのか、或いはもう単純に、端書きで書いていただいている通り省エネ法に書いているからこうしたのか、その辺りはどちらになるのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>おっしゃる通り、実現性というところになりますけれども、やはり中小規模のものだと実現性はかなり低くなってくるとは思います。ただ大規模のところだと、地中熱等そういったところは、一定程度、実験的に入れていらっしゃるところもあるかと思いますので、代替措置ではないですけれども、そういった面で太陽光が入れにくいところで検討いただければ、再エネの促進という点から、やはり一定含める必要があるという考え方のところで、現状では入れさせていただいております。</p>
(芦名委員)	<p>風力は REPOS のポテンシャル量でもゼロになっていますし、現実的にどこまでできるのかなど。水力は河川に入れればいいのかもしれないですが、そのあたりは少し丁寧に考えていただいてもいいのかなと思います。</p> <p>特に風力は、建てたはいいけど回らないような事態が発生すると問題になりますので、できないのであれば、あまり積極的に対象にしなくてもいいのかなとは思います。その辺りは、少し実現性も考えつつ、設定していただいた方がいいかなと思います。</p>
(事務局)	<p>おっしゃるところもあると思いますので、再度検討させていただきます。</p>
(奥部会長)	<p>よろしくお願ひいたします。私も全く同じ意見です。</p> <p>やはりしっかりとポテンシャルを踏まえた上で、ここは見極めるべきところだと思います。先ほど東京都の話でも太陽光と太陽熱、地熱までは対象にしていましたけれども、また、ミックスもあるのかもしれません、風力、水力、バイオマスも、最初から位置づけてしまつていいのかというのは疑問があります。位置づけるのであれば、それなりの根拠を持って、示さないといけないかなと私も思いますので、そこはしっかりとご検討いただければと思います。</p>
(事務局)	<p>事務局の話にはなりますが、実はこの対象事業者が一体どこなのか、例えば 1 位はどこなのかは個別データなので、本日開示できてないところではありますが、上位に大手の名前もちらほらはあります。そのた</p>

	め、大手として、多分風力とかはないと思いますが、熱系等を入れてくる可能性はあるので少し残しておこうといった話は事務局サイドでしていました。あまりにも非現実的なものは除外することもありうるかなと考えておりますので、そのあたりは中身を見て検討させていただきたいと考えております。
(奥部会長)	わかりました。 資料 2 で対象者として、2,000m <sup>2</sup> 以上というところが、まず示されています。後ろに 5,000m <sup>2</sup> と比較しての数字が表では、他の 3,000m <sup>2</sup> 、4,000m <sup>2</sup> も入っておりますけれども、パターンとしては 2,000m <sup>2</sup> と 5,000m <sup>2</sup> で今、お示しいただいております。 こちら新築建築物といった場合は、これ住宅に限らないのですか。
(事務局)	住宅に限らないものです。
(奥部会長)	住宅に限らず、戸建てにも限らないと。国の方で示しているのは「新築戸建てで 6 割太陽光発電設置」で、それを前提に、松戸市としてどこまでを対象にして、新築戸建てに入れるのかを議論するのだとすると、新築戸建ての数を示さないと、その議論の前提がずれてしまうように感じます。
(事務局)	この中の 8 割程度が戸建てではありますが、対象とする建築物が、2,000m <sup>2</sup> 未満の新築建築物で住宅に限らない部分もありましたので、一応全体の傾向をお示ししております。ただおっしゃるように戸建ての部分についてもデータはございますので、まとめて、また再度お示しすることは可能と考えております。
(奥部会長)	これは住宅に限らず 2,000m <sup>2</sup> 以上かもしくは 5,000m <sup>2</sup> 以上か、2 パターンで考えましょうということですね。
(事務局)	こちらの 5,000m <sup>2</sup> のところですけれども、5,000m <sup>2</sup> に該当する建築主の事業者数が、令和 5 年度末で 10 社ございまして、そのうち大規模建築物に該当するものを建てている事業者は、5 社いるということになっております。 なので、2,000m <sup>2</sup> 未満だけのところを申請しなければいけなくなるというところが、5 社に限られるとなっております。 私どもの設定したやり方も踏まえて、もう少し考えさせていただきますので、そこは新築戸建てだけで見るのか、その他も含めるのかはもう 1 回検討させてください。
(奥部会長)	今日中にこういう方向で、とはなかなか決められないと思います。ご意見をいただき、疑問点も含めて、十分に議論していただく、そもそも

	<p>松戸市役所の中でもどうするのか、もう少し検討していただいた方がいいかなとは思います。</p> <p>相模原市はもう答申を出す段階には来ていますけれども、やはり新築戸建て、6割に近いところで、5,000m<sup>2</sup>以上にしていましたはずですね。戸建てに限らず、5,000m<sup>2</sup>以上の対象棟数の中の戸建ての棟数がどれだけなのかっていうのも出した上で、両方の割合を見て、戸建ての棟数でも56%ぐらいいくので国が示して6割に近い数字ですと説明をしていました。</p> <p>そのため、どのように説明するのかというところもありますので、もう少し検討数も押さえていただいた上で議論したほうがいいかと思います。</p>
(事務局)	そこも含めて事務局の方で検討します。
(奥部会長)	これは今後のスケジュールとも関連しますが、今画面で共有していたいている部分を改めて、しっかりと市の方で検討していただいて、それはまたこの場で議論すると、それで時間的には大丈夫ですか。
(事務局)	<p>今回会議の回数が5回ありますので、一応この制度の議論に関しては次回までになっていますが、まだ疑義がある場合は少し延長する形で、先の回に見送ることもできるかなと思っています。</p> <p>東京都の吉野課長への質問になってしまいますが、2万m<sup>2</sup>以上供給する事業者の設定は、前年度に例えば2万m<sup>2</sup>実績がある場合でしょうか。それともその当該年度に建築物を施工して、その累計が2万m<sup>2</sup>を超えるような事業者が、年の途中から設置義務がついたりするのでしょうか。</p>
(吉野課長)	当該年度ということです。例えば来年令和7年度から制度が開始しますが、令和7年度の1年間を終えてみて2万m <sup>2</sup> 以上が結果として対象になつていれば、そこから報告書を提出していただくと、そういう制度になつております。
(事務局)	ありがとうございます。
(奥部会長)	<p>あとは、おそらくもう少し議論すべきところとしては算定基準率について、東京都葛飾区に近いから70%でしたか。そういう考え方でいいのかというところもあるかと思います。</p> <p>ここも先ほどのポテンシャルの話と同様で、どれだけそのポテンシャルがあるかというところで、考えるべきなので、それももう少しご検討していただき、理由をご説明していただくようにお願いしたいと思います。</p>

(事務局)	奥先生ご存じかと思いますが、相模原市に1回ヒアリングを実施したところ、ある程度隣接するところと同じような数値を使っていらっしゃるようでした。町田市や八王子市は85%に設定されていて、隣接しているから相模原市も同様にという理由でよろしかったでしょうか。
(奥部会長)	相模原市の方も、東京都の区分を参考にという話だったかと思います。
(事務局)	それも踏まえて他の市も考えてみないといけないわけですが、隣接している葛飾を見るのは可能性としてあるかなと。そこは考えさせていただきます。
(奥部会長)	あとは先ほど、任意でも85%で全域やりますといった、東京都の制度のような、別の区分を設けるかどうかもあるかもしれません。
(事務局)	先ほどの戸建ての6割の話についてデータを確認したところ、戸建ての該当する6割を満たすところですと、低いラインになってしまうところがあります。 個人の名前等も建築主として上位には台帳にはあって、なかなかちょっとそこまでいくと厳しいのではないかと。中小系の工務店さんとかも絡んでしまいますので、再検討させて頂きます。
(芦名委員)	今の話の流れになりますが、東京都だと基準の数字よりも低いけれども任意で参加しますよという制度を作っていたいているということはあるので、そういったところを少し参考にしながら、基準としては2,000m <sup>2</sup> 以上にはするのだけれども、このぐらいの規模の事業者さんはどうですかというような推奨のようなそういう制度のタテツケにするのも良いのではないかと話を伺って感じるところではあります。 もう1つちょっと前の話に戻ってしまうのですけれども、先ほど葛飾区を見て70%だと、そんな話がありましたけれども、今後、この制度は千葉県内の方にも展開していくであろうと推察されます。もちろん東京都からも学ぶところは多かろうと思いますが、千葉県の松戸市としてこういうふうに考えているというのが他の県内の自治体さんにとって参照するためにはその数字の設定どうしていくとか、基準の考え方をどうしていくかみたいな部分は、しっかりと良い機会ではあるのでまとめていただいた方が良いのではないか感じます。もちろんできるところと、できないところがあろうかと思いますが、可能な範囲でご検討いただければと思います。
(奥部会長)	ありがとうございます。非常に重要なご意見だと思います。今のご意見も意識しながら、今後の作業も、その根拠をしっかりと示していくところをお願いしたいと思います。

	<p>松戸市で新築戸建ての 6 割というのは、現実問題としては難しかろうと思しますので、もう少しこう、ある意味スマートスタートで、徐々に拡大していくことがあるかもしれません。芦名委員がおっしゃったように、任意で参加するという部分を、東京都の制度に倣って設けるというのもあるかもしれませんね。例えば、5,000m<sup>2</sup>以上は義務化だけれども2,000m<sup>2</sup>以上だと、任意参加にするという切り分けもあるかもしれません。いくつかパターンをまた整理していただければと思います。</p> <p>それでは、議事（4）再エネ導入促進区域の検討について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>それでは資料 3 についてご説明をさせていただきます。まず再エネ促進区域の検討についてです。</p> <p>まず 2 ページ目ですが、今回の検討については建築物省エネ法に基づいた再エネ促進区域制度ということで、国土交通省の改正建築物省エネ法、令和 4 年 6 月公布により、制度を創設して本制度については令和 6 年度に設定となっております。市町村は促進計画を作成公表し、計画対象区域内において建築士から建築主に対する再エネ利用設備についての説明義務を課し、建築基準法の形態規制の特例許可等の措置ができるという内容でございます。</p> <p>関連する制度として、3 スライド目で、表左側が今ご説明差し上げた建築物省エネ法に基づく再エネ促進区域で、右側が環境省の温対法の再エネ促進区域で、そこを整理させていただいております。左側について、今回の建築物省エネ法は、制度の目的として、形態規制の特例許可を用いて再エネ利用設備の導入を促進することとなっております。他方、環境省の温対法に基づく促進区域については、円滑な合意形成の他に、地域のメリットにもつながる地域と共生する再エネ事業の導入を促進することとなっております。区域に適用される措置としては、建築物省エネ法の方が先ほどご説明した通り、形態規制の合理化がございます。温対法については、区域として、広域ゾーニング型、地区・街区指定型、公有地・公共施設活用型、事業者提案型等が想定されており、こちらについて導入する市町村が増えているという状況です。さらに当該区域へのワンストップ化の手続き、環境アセス事業の進め方というところも区域内に適用される措置としてはございます。これら両制度のポイントとしては、建築物省エネ法は、建築物が出発点になっておりますので、それを主眼に置いているところがございます。さらには建築基準法の規制緩和があり、事業者さんにとっては、何をどこまで設置するというところが明らかになりやすいということがございます。環境省</p>

の温対法の再エネ区域は、面的な区域を指定して再エネ導入を進めていくのだと掲げています。

本部会の本年度におきましては、特に建築物への再エネ設備の導入を課すというところで、議論いただいておりまして、温対法の制度もありますので、両制度を比較してご説明させていただきました。

続いて資料 4-1 で、今のお話の中で、建築物省エネ法の再エネ促進区域について設定が進んでいる横浜市の事例でございます。

検討内容としては、再エネ促進の計画、説明制度、そして説明結果についての報告制度という 3 つを検討しているということでございます。

検討状況としては、再エネ設備の設置の促進に関する計画の策定につきましては、今年の 4 月の国の改正建築物省エネ法の施行に合わせて、今年の 1~2 月に計画案を公表して市民意見を募集し、実際に促進計画を策定しております。形態規制の緩和の許可基準は本年度中に作成することとしておりまして、8~9 月に案を公表し市民意見を募集している状況でございます。促進計画で定める事項としては、区域設定について、横浜市は横浜市全域を促進区域として設定しております。再エネ設備の種類対象は、太陽光と太陽熱の 2 つです。形態制限緩和許可の特例適用要件については、ソーラーカーポートを含む、太陽光発電設備又は太陽熱設備でございます。建築主等への開発及び知識の普及等の支援ということで、円滑な制度履行のための建築士向けの講習会、また、相談窓口を設置するとのことでございます。

2 ページ目が形態規制の許可基準案ということで、この 8 月 9 月に案が公表されて市民意見を募集された内容でございます。こちらの容積率、建蔽率、高さ、高度地区、それぞれで関係部分がどこか、限度がどこかを設定している中身でございます。

3 ページ目につきましては、再エネ設備・省エネ性能に関する説明制度ということで、市民意見について令和 7 年度 1~2 月に意見を募集して、6 月に条例で議決するという状況でございます。この中で建築主への説明制度の内容で、左下の、説明にかかる図書の保存期限を何年にするかという内容が、市民意見募集に関わっている状況でございます。

さらに説明結果についての報告制度も設けておりまして、そちらについても資料に記載の通りでございます。以上が横浜市の検討内容となっております。

続きまして資料 4-2 の説明に入らせていただきます。

こちら制度検討の背景を改めて整理させていただきますと、まず区域内の再エネの普及に向けて、再エネ設備を導入しやすい環境の整備が求

	<p>められます。改正建築物省エネ法において、建築士の性能向上努力や、説明努力義務、住宅トップランナー制度の拡充、建築物再エネ利用促進区域の制度が創設されたことが大きなポイントとなっております。そして、再エネ促進区域を設定することで、促進区域内において建築士に再エネ利用設備の設置に係る説明義務が生じる他、建築物に対する高さ制限といった特例許可を設けることが可能となります。こうした状況を踏まえ、松戸市においても民間公共施設での再エネ導入促進に向けた、再エネ促進区域の設定の検討が必要という経緯でございます。</p> <p>促進計画に定める事項としましては、横浜市の事例も参考にしながら、検討してまいりますが、まず促進区域の位置及び区域については、市全域で検討していく方向で考えております。再エネ設備の種類については先ほどの議論に上がりましたこともありますので、一旦はここで導入促進制度との整合を図るということで、太陽光以外を、記載しておりますけれども、そちらの方の議論も踏まえて、どういったものを対象にするのか、今後検討させていただきます。また、形態制限の緩和許可の特例適用要件についても、今後議論していく必要があると考えております。</p> <p>続きまして建築士の説明義務制度について、建築物省エネ法に基づき専門的知識を有する建築士から建築主に対して、再エネ設備の導入効果を説明する制度になります。</p> <p>こちら建築士の方からご説明いただくことで、さらなる制度の周知や、再エネの導入が促進されていくという効果も見込まれますので、説明義務制度のほうも、条例に含めていければと考えております。</p> <p>また促進計画に定める特例適用要件についてですが、こちらは形態制限の緩和許可に該当する部分となります。再エネ設備の設置に伴う建築基準法の容積率、建蔽率及び建物の高さに関する制限に対して許可制度を定めることができとなりまして、こちらの検討もさせていただければと思っております。こちらの具体的な要件については、次回以降に方針を示させていただく見込みになります。</p> <p>以上、資料4-2について、駆け足での確認となりました。</p>
(奥部会長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、もう時間も押し迫っておりますので、ご質問ご意見、いずれでも構いません。お願いいいたします。</p>
(芦名委員)	<p>確認ですが、今回ご提案いただいている再エネ導入促進区域を設定することで、先ほどまで議論していた導入の義務化に対処するにあたって、それこそ高さを超えるから実は入れられないような問題が解消でき</p>

	る。そのために合わせて入れたいと、そういう趣旨だと理解しておいて大丈夫でしょうか。
(事務局)	そういう部分も、お互いフォローができるとして太陽光を広げていきたいなと考えているところです。
(奥部会長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>有田委員から Q&amp;A の方に入力されている内容ですけれども、対象建築数がどの程度に及ぶかによりますが建築基準法上の特例許可の手続きが必要となる際に建築審査会の運営実務への影響も踏まえつつ、事前明示的な評価基準をあらかじめどこまで詳細に決めておけるか、審査会が同意する際に明示基準を満たしていれば一括同意対象となるような基準として、事業者にとっての事前予見性を高めることは可能か、もしくはプロジェクトは 1 件ごとに個別性が高く個別に評価することが必要になりそうか、具体例を通じたケーススタディが必要ではないか、というお話をですが、これも先ほどご説明のあったように、特例許可基準を、定めるということになりますので、もうすでにご説明の中でお答えいただいているという理解で大丈夫でしょうか。</p>
(事務局)	奥先生もおっしゃった通り、資料の中での説明の通りとなっております。
(濱島副部会長)	<p>再エネ促進区域制度は、この温対法に基づくものと、建築物省エネ法に基づく、2 種類があるということで、まずよろしいですね。</p> <p>まずそれが確認の 1 点目で、2 点目が今回松戸市として、検討しようとしているのが、建築物省エネ法に基づく再エネ促進区域制度であると。温対法に基づく再エネ促進区域制度は、事業計画の確認を国がやるような、確かにそのようなスキームだったと思うのですけども、この建築物省エネ法に基づく再エネ促進区域制度は、特にこの国の事業計画の確認ですか、その辺りを教えていただければと思います。</p>
(事務局)	<p>奥先生の方がお詳しい部分もあるかと思いますが、再エネ促進区域制度と呼ばれるものについては国土交通省、もう 1 つはご指摘の通り、環境省のところで再エネ促進区域という設定をしますと。これ正式には地域脱炭素化促進事業の定めるものの中の重要な区域設定してということなのでほぼ同じで、名称として再エネ促進区域というものが 2 つあるという理解になります。</p> <p>事業計画については、環境省の温対法に基づく方も、基本市町村が確認することになっているので、これを国がチェックするということはないです。ただ再エネ区域設定は国や県の基準をしっかりと満たした上で、市町村がこの事業のあり方を設定して、その後でその事業を実</p>

	施しますというところになります。大規模事業が発生した場合は、アセス事業等もあり得るので国が関与してこないということはないとは思いますですが、基本的には市町村が定めて市町村で決めて主体的に実施すると認識しています。
(奥部会長)	今回は建築物省エネ法に基づく促進区域について検討していくと、まずはそちらを松戸市としては先行させて検討していくということですね。 それでは、よろしければ、最後その他ということになりますけれども、何か事務局からございますでしょうか。
(事務局)	奥部会長ありがとうございました。 委員の皆様におかれましては本日忌憚のないご意見を賜り、誠にありがとうございました。 閉会の前に事務局より、第3回の部会に関してご連絡いたします。 次の部会は11月21日木曜日、午前10時から、オンライン会議での開催を予定しております。以上となります。
(奥部会長)	それでは本日は以上をもちまして、第2回松戸市脱炭素専門部会を終了いたします。長い時間にわたりまして、どうもありがとうございました。 議事進行にもご協力いただきありがとうございました。では司会を事務局にお返しいたします。
(事務局)	本日は長時間にわたりありがとうございました。以上をもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。

【議事終了】

ウェビナーチャット上で質問・回答

(吉野課長)	先ほどご質問をいただきました「代替措置の上限2割の考え方」ですが、「住宅用（10kW未満）太陽光発電の新規導入件数の2割程度が既存住宅であることを踏まえて設定したもの」でした。先ほどはご回答できず申し訳ございませんでした。
(有田委員)	既に皆様ご議論頂いているかもしれません、また私の理解が正確か心元ございませんが、頂いた資料内容に関し以下の点につき今後検討が必要かと推察しております。 ・対象建築数がどの程度に及ぶかによりますが、建築基準法上の特例許可の手続きが必要となる際に、建築審査会の運営実務への影響も踏まえつつ、事前明示的な評価基準を予めどこまで詳細にきめておけるか。

- ・審査会が同意する際に事前明示基準を満たしていれば、一括で同意対象となるような基準として、事業者にとっての事前予見性を高めることは可能か。
  - ・それともプロジェクト1件ごとに個別性が高く、個別に評価することが必要になりそうか。
  - ・事前に具体事例を通じたケーススタディをすることが必要になるのではないか。
- ということを推察致しました。ご検討頂ければ幸いです。

以上